

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (公害防止管理者制度) の届出等について

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定める「特定工場」においては、公害防止管理者等を選任し、川崎市長に届け出る必要があります。

1 公害防止管理者等の選任が必要となる工場

次の①～④の業種のうち、対象となる施設を設置している工場を「特定工場」といい、公害防止管理者等の選任が必要となります。

① 製造業（物品の加工業を含む。）、② 電気供給業、③ ガス供給業、④ 熱供給業のうち、次の施設を設置している工場	
大気関係	大気汚染防止法による「ばい煙発生施設」が設置されている工場のうち、次に掲げるもの (1) 大気関係有害物質発生施設が設置されている工場 (2) 設置されているばい煙発生施設からの排出ガス量の合計が 10,000m ³ N/時以上である工場
水質関係	水質汚濁防止法による特定施設のうち、汚水等排出施設に該当する施設が設置されている工場、次に掲げるもの (1) 水質関係有害物質発生施設が設置され、排水を排出しているか又は特定地下浸透水を浸透させている工場 (2) 水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設が設置され、一日平均排水量が 1,000m ³ 以上である工場
騒音関係	騒音発生施設が設置されている工場のうち、騒音規制法に基づく指定地域内（工業専用地域を除く川崎市全域）にある工場
振動関係	振動発生施設が設置されている工場のうち、振動規制法に基づく指定地域内（工業専用地域を除く川崎市全域）にある工場
一般粉じん関係	大気汚染防止法による「一般粉じん発生施設」が設置されている工場
特定粉じん関係	大気汚染防止法による「特定粉じん発生施設」が設置されている工場
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類対策特措法によるダイオキシン類発生施設が設置されている工場

※ 対象業種は日本標準産業分類によります。

※ 同時に2以上の業種に属している場合で、一部の業種が対象となっている場合も、特定工場となります。

2 公害防止組織の体系と公害防止管理者の種類

特定工場で選任が必要な者は次のとおりです。また、公害防止管理者等が、旅行、疾病その他の事故によって職務を行うことができない場合に、その職務を代行するため、あらかじめ代理者を選任する必要があります。

(1) 特定工場で選任が必要な者

種類	対象となる特定工場	役割	資格
公害防止統括者及び代理者	事業者が常時使用する従業員の数が21人以上※	工場の公害防止に関する業務を統括・管理(工場長など)	不要
公害防止主任管理者及び代理者	排出ガス量 40,000m ³ N/時以上 かつ 排水量が 10,000m ³ /日以上	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮	公害防止主任管理者 又は大気関係第1種・第3種 かつ水質関係第1種・第3種
公害防止管理者及び代理者	(2)に該当する特定工場	公害発生施設又は公害防止施設の点検、原材料等の検査等を実施	別紙資料参照

※常時使用する従業員数とは、特定の事業所単位の従業員数ではなく、事業者が常時使用する従業員の数です。特定事業場でない本社の事務職員等も含まれます。

※公害防止主任管理者が必要な資格については、有害物質発生施設、有害物質排出施設の有無によります。

(2) 公害防止管理者の種類

公害防止管理者は、施設の区分ごとに異なります。また、複数の区分の施設を有している場合は、それぞれの区分ごとに選任が必要です。

施設の区分			公害防止管理者の種類	必要な資格
大気関係	有害物質発生施設	排出ガス量40,000m ³ N/時以上	大気関係第1種	大気関係第1種
		排出ガス量40,000m ³ N/時未満	大気関係第2種	大気関係第1種・2種
	上記以外のばい煙発生施設	排出ガス量40,000m ³ N/時以上	大気関係第3種	大気関係第1種・3種
		排出ガス量10,000m ³ N/時以上	大気関係第4種	大気関係第1～4種
水質関係	有害物質排出施設	排出水量10,000m ³ /日以上	水質関係第1種	水質関係第1種
		排出水量10,000m ³ /日未満	水質関係第2種	水質関係第1種・2種
	上記以外の汚水等排出処理施設	排出水量10,000m ³ /日以上	水質関係第3種	水質関係第1種・3種
		排出水量 1,000m ³ /日以上	水質関係第4種	水質関係第1種～4種
関係音	機械プレス	呼び加圧能力980キロニュートン以上のもの	騒音・振動関係	騒音・振動関係
	せん断機	重量1トン以上のハンマー		騒音関係
振動関係	液圧プレス(矯正プレスを除く)	呼び加圧能力2941キロニュートン以上のもの	騒音・振動関係	騒音・振動関係 振動関係
	機械プレス	呼び加圧能力980キロニュートン以上のもの		
	鍛造機	重量1トン以上のハンマー		
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設	一般粉じん関係	大気関係第1～4種・ 一般粉じん関係・ 特定粉じん関係	
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設	特定粉じん関係	大気関係第1～4種 特定粉じん関係	
	ダイオキシン類	ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係

※ 区分ごとの詳細については、別紙資料を参照

※ ばい煙発生施設

排出ガス量の算定については、特定工場内に設置されている施設それぞれから排出される湿りガスの最大値(定格値)の合計となります。通常使用していない非常用施設、休止施設、予備施設や、工場内にある食堂や研究所に設置されているものも全て対象となります。

※ 汚水等排出施設

排出水量は、工場から公共用水域に排出される水が対象となり、公共下水道に排除される水は含みません。分流域では、雨水は公共用水域に排出されるため、汚水等排出施設からの排水が公共下水道に排除される場合でも公害防止管理者等の選任が必要となります。

3 公害防止管理者等に係る届出等について

(1) 届出事項

	届出事項	選任期限	届出期限	様式及び添付書類
選任	公害防止統括者及び代理者	事由発生から30日以内	選任した日から30日以内	様式第1(添付書類は不要)
	公害防止管理者及び代理者	事由発生から60日以内	選任した日から30日以内	様式第2 ・国家試験合格証書又は認定講習の修了証書の写し ・別紙(ばい煙発生施設又は汚水等排出施設の場合)
	公害防止主任管理者及び代理者	事由発生から60日以内	選任した日から30日以内	様式第3 ・国家試験合格証書又は認定講習の修了証書の写し

死亡・解任	公害防止統括者及び代理人	解任した日から30日以内	様式第1 ・添付書類は不要
	公害防止管理者及び代理人		様式第2 ・添付書類は不要
	公害防止主任管理者及び代理人		様式第3 ・添付書類は不要
承継	相続、合併等により特定事業者の地位が承継された場合、遅滞なく届出すること		様式第3の2及び次のうちいずれかを添付 ・法人の登記事項証明書 ・様式第3の3(相続同意証明書)又は様式第3の4(相続証明書)及び戸籍謄本

※届出時には正副2部御用意ください。一部は控えとして、受付後に返却します。

※人事異動等により選任と解任を同時に行う場合は、1枚の様式に選任と解任を両方記載し、1枚の様式で届出してください。

(2) 公害防止管理者等の兼務等について

公害防止管理者は、原則として工場ごとに選任する必要がありますが、一定の条件を満たした場合、兼務することが認められます。届出の際は、兼務する要件を満たしていることが確認できる書類を添付する必要があります。

ア 同一会社ではあるが、同一の敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合

イ 親子会社等の関係にあるものが、同一敷地内に設置する複数の工場において、同一人を選任する場合

ウ 事業協同組合等の組合員が共同で公害防止業務を行う場合に、同一人を選任する場合

エ 近隣の同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う場合に、同一人を選任する場合

※ 兼務できる規定の詳細については別紙資料を参照してください。

〔公害防止管理者等の資格取得について〕

公害防止管理者等国家試験の受験又は資格認定講習の受講により、公害防止管理者等の資格が取得できます。受験等の案内については下記を御確認ください。

一般社団法人 産業環境管理協会 電話 03(5209)7713 (<http://www.jemai.or.jp/>)

＜問い合わせ先及び申請窓口＞

環境局 環境対策部 環境管理課

住所 〒210-8577 川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎 17階

電話 044-200-2506

FAX 044-200-3922

E-mail 30kanka@ciyty.kawasaki.jp

※ 郵送による届出書の提出はできません。直接窓口に御持参ください。

資料

- 1 ばい煙発生施設(大気汚染防止法施行令別表第1)
- 2 水質汚濁防止法特定施設(水質汚濁防止法施行令別表第1)
- 3 騒音規制法特定施設(騒音規制法施行令別表第1)
- 4 振動規制法特定施設(振動規制法施行令別表第1)
- 5 一般粉じん発生施設(大気汚染防止法施行令別表第2)
- 6 特定粉じん発生施設(大気汚染防止法施行令別表第2)
- 7 ダイオキシン類対策特別措置法特定施設(大気基準適用施設)
- 8 ダイオキシン類対策特別措置法特定施設(水質基準対象施設)

○公害防止管理者等の兼務について

1 ばい煙発生施設(大気汚染防止法施行令別表第1)

番号	施設の名称	施設の規模	選任が必要となる資格者		
			40,000 m ³ N/h 以上	40,000 m ³ N/h 未満	10,000 m ³ N/h未満
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下単に「伝熱面積」という。)が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること	大気1種・3種	大気1～4種	対象外
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	大気1種・3種	大気1～4種	
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供するばい焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及びか焼炉(14の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。	大気1種・3種	大気1～4種	
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(14の項に掲げるものを除く。)		大気1種・3種	大気1～4種	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	大気1種・3種	大気1～4種	
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	大気1種・3種	大気1～4種	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	大気1種・3種	大気1～4種	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上であること。	大気1種・3種	大気1～4種	
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。	大気1種・3種	大気1～4種	
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	大気1種・3種	大気1～4種	
	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品製造用		大気1種	大気1種・2種	
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26の項ディーゼル機関であることに掲げるものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。	大気1種・3種	大気1～4種	対象外
11	乾燥炉(14の項及び23の項に掲げるものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。	大気1種・3種	大気1～4種	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。	大気1種・3種	大気1～4種	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること	公害防止管理者制度の対象外		
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するばい焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。	大気1種	大気1種・2種	

番号	施設の名称	施設の規模	選任が必要となる資格者		
			40,000m ³ N/h以上	40,000m ³ N/h未満	10,000m ³ N/h未満
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。	大気1種	大気1種・2種	
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること	大気1種	大気1種・2種	
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		大気1種	大気1種・2種	
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。	大気1種	大気1種・2種	
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る。前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	大気1種	大気1種・2種	
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30キロアンペア以上であること。	大気1種	大気1種・2種	
21	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	大気1種	大気1種・2種	
22	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸りゅう施設(密閉式のものを除く。)	伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること	大気1種	大気1種・2種	
23	トリポリりん酸ナトリウムの製造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が一時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	大気1種	大気1種・2種	
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。	大気1種	大気1種・2種	
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。	大気1種	大気1種・2種	
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。	大気1種	大気1種・2種	
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること。	大気1種・3種	大気1～4種	対象外
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。	大気1種・3種	大気1～4種	対象外
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上	大気1種・3種	大気1～4種	対象外
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上	大気1種・3種	大気1～4種	対象外
32	ガソリン機関		大気1種・3種	大気1～4種	対象外

※網掛けは、有害物質排出施設に該当するもの

2 水質汚濁防止法特定施設(水質汚濁防止法施行令別表第1)

番号	業種及び特定施設	選任が必要となる資格者		
		10,000m ³ /d 以上	10,000m ³ /d 未満	1,000m ³ /d 未満
1	工業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈殿施設 ニ 掘削用の泥水分離施設	公害防止管理者制度の対象外		
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	公害防止管理者制度の対象外		
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設ハ 精製施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外

番号	業種及び特定施設	選任が必要となる資格者		
		10,000m ³ /d 以上	10,000m ³ /d 未満	1,000m ³ /d 未満
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リのり抜き 施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液 浸透の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は末精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に 供する物に限る。	水質1種	水質1種・2種	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施 設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設 を含む。) リ セロハン製膜施設 ス 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルム の現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イろ過施設 ロ 分離 施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化 合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料と して使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る	水質1種	水質1種・2種	
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次 に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しく はその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸 留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ ア クリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ ク ロロレンモノマー洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	水質1種	水質1種・2種	

番号	業種及び特定施設	選任が必要となる資格者		
		10,000m ³ /d 以上	10,000m ³ /d 未満	1,000m ³ /d 未満
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるものイ原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニろ過施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものイメチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハフロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。))	水質1種	水質1種・2種	
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものイろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。))	水質1種	水質1種・2種	
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものイ縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ス 湿式集じん施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、一・四-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート(PET)の製造の用に供するものに限る。なお、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造施設については、特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されている場合に限る。	水質1種	水質1種・2種	
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものイろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは二クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものイ蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、二クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものイ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。))若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものイ原料精製施設 ロ 塩析施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四-ジオキサンが発生するものに限る、洗浄装置を有しないものを除く。)	水質1種	水質1種・2種	

番号	業種及び特定施設	選任が必要となる資格者		
		10,000m ³ /d 以上	10,000m ³ /d 未満	1,000m ³ /d 未満
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	水質1種	水質1種・2種	
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る	水質1種	水質1種・2種	
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含む物を混合するものに限る。以下同じ。)ホ 廃ガス洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
49	農薬製造業の用に供する混合施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
50	第2条各号に掲げる物質を含む試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は一・四-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外

番号	業種及び特定施設	選任が必要となる資格者		
		10,000m ³ /d 以上	10,000m ³ /d 未満	1,000m ³ /d 未満
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る	水質1種	水質1種・2種	
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	水質1種	水質1種・2種	
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る	水質1種	水質1種・2種	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
	上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	

番号	業種及び特定施設	選任が必要となる資格者		
		10,000m ³ /d 以上	10,000m ³ /d 未満	1,000m ³ /d 未満
	電気めっき施設	水質1種・3種	水質1～4種	対象外
66	上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。	水質1種	水質1種・2種	
66の2	エチレンオキサイド又は一・四-ジオキサン <small>の混合施設(前各号に該当するものを除く。)</small>	水質1種	水質1種・2種	
66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施	公害防止管理者制度の対象外		
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)			
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)			
66の6	飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)			
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)			
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)			
67	洗たく業の用に供する洗浄施設			
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設			
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設			
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設			
69の2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場			
69の3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場			
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)			
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)			
71	自動式車両洗浄施設			
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設			
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設			

番号	業種及び特定施設	選任が必要となる資格者		
		10,000m ³ /d 以上	10,000m ³ /d 未満	1,000m ³ /d 未満
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設	公害防止管理者制度の対象外		
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)	水質1種	水質1種・2種	
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)	水質1種	水質1種・2種	
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)	公害防止管理者制度の対象外		
73	下水道終末処理施			
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)			

※網掛けは、有害物質排出施設に該当するもの

3 騒音規制法特定施設(騒音規制法施行令別表第1)

施設の区分		規模要件	選任が必要となる資格者		
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5 キロワット以上のものに限る。		
		ロ 製管機械	公害防止管理者制度の対象外		
		ハ ベンディングマシン		ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75 キロワット以上のものに限る。	
		ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)			
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294 キロニュートン以上のものに限る。	980 キロニュートン以上の場合 騒音又は騒音・振動	
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75 キロワット以上のものに限る。	公害防止管理者制度の対象外	
		ト 鍛造機		重量1トン以上のハンマーの場合 騒音又は騒音・振動	
		チ ワイヤフォーミングマシン	公害防止管理者制度の対象外		
		リ ブラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)			
		ヌ タンブラー			
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5 キロワット以上のものに限る。	公害防止管理者制度の対象外		
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふり及び分級機	原動機の定格出力が7.5 キロワット以上のものに限る。			
4	織機(原動機を用いるものに限る。)				
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント		気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 立方メートル以上のものに限る。	
	ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200 キログラム以上のものに限る。			
6	穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5 キロワット以上のものに限る。)				
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー		公害防止管理者制度の対象外	
		ロ チッパー			原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。
		ハ 碎木機			
		ニ 帯のご盤			製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
		ホ 丸のご盤			
		ヘ かんな盤	原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。		
8	抄紙機				
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)				
10	合成樹脂用射出成形機				
11	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)				

※網掛けは公害防止管理者の選任が必要となる施設

4 振動規制法特定施設(振動規制法施行令別表第1)

施設の区分		規模要件	選任が必要となる資格者	
1	金属加工機械	イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)	2941 キロニュートン以上の場合 振動又は騒音・振動	
		ロ 機械プレス	980 キロニュートン以上の場合 振動又は騒音・振動	
		ハ セン断機	原動機の定格出力が1 キロワット以上のものに 限る。	公害防止管理者制度の対象外
		ニ 鍛造機		重量1トン以上のハンマーの場合 振動又は騒音・振動
		ホ ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5 キロワット以上 のものに限る。)	
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5 キロワット以上の ものに限る。		
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5 キロワット以上の ものに限る。		
4	織機(原動機を用いるものに限る。)			
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95 キロワット 以上のものに限る。		
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10 キロワット 以上のものに限る。		
6	木材加工機械	イ ドラムパーカー		
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2 キロワット以上の ものに限る。	
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2 キロワット以上の ものに限る。		
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定 格出力が30 キロワット以上のものに限る。		
9	合成樹脂用射出成形機			
10	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)			

※網掛けは公害防止管理者の選任が必要となる施設

5 一般粉じん発生施設(大気汚染防止法施行令別表第2)

番号	施設の区分	規模要件	選任が必要となる資格者
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること	一般粉じん 又は大気1～4種 又は特定粉じん
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。)又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石またはセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積0.03立方メートル以上であること	
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75キロワット以上であること	
5	ふるい(鉱物、岩石またはセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15キロワット以上であること	

6 特定粉じん発生施設(大気汚染防止法施行令別表第2の2)

番号	施設の区分	規模要件	選任が必要となる資格者
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7 キロワット以上であること	特定粉じん又は大気1～4種
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が2.2 キロワット以上であること	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破碎機及び摩砕機		
8	プレス(剪断加工用のものに限る。)		
9	せん孔機		

※この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。

7 ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(大気基準適用施設)

	施設の区分	規模要件	選任が必要となる資格者
1	焼結鋳(鋳鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	ダイオキシン類
2	製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたの用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	
5	廃棄物焼却炉	火床面積(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの	公害防止管理者制度の対象外

※網掛けは公害防止管理者の選任が必要となる施設

8 ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)

	施設の区分	選任が必要となる資格者
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	ダイオキシン類
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 硫酸濃縮施設 (ロ) シクロヘキサン分離施設(ハ) 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(イ) 水洗施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(イ) ろ過施設 (ロ) 乾燥施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノン(イ)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(イ) ろ過施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設	
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設(ロ) ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設(ハ) ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (ニ) 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの (イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(イ) 精製施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 精製施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設	
15	別表第1 第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの(イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設	公害防止管理者制度の対象外
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) プラズマ反応施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	

※網掛けは公害防止管理者の選任が必要となる施設

○公害防止管理者等の兼務について

ア 同一会社ではあるが、同一の敷地内でない複数の工場において、同一人を選任する場合

- (ア) 同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場(兼務工場)が、公害防止管理者が常勤する工場から2時間以内に到達できる場所であること。
- (イ) 兼務工場が同種もしくは類似のものであるか、生産工程上密接な関連があること。
- (ウ) 兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理するものが同一であるか、又は公害防止に関する業務の規程により、兼務工場の公害防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること。
- (エ) 業務規程により、兼務公害防止管理者の業務範囲、責任及び権限、異常時や緊急時の連絡体制、応急の措置の対策など、公害防止に関する業務の実施に関し必要な業務が定められていること。
- (オ) 兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。
- (カ) 兼務する工場の数は5以下であること。

イ 親子会社の関係にあるものが、同一敷地内に設置する複数の工場について、同一人を選任する場合

- (ア) 兼務工場が同一敷地内に設置されていること
- (イ) 兼務工場が同種もしくは類似のものであるか、生産工程上密接な関連があること
- (ウ) 特定事業者と兼務公害防止管理者の所属会社の契約において、次の事項が具体的かつ体系的に定められていること
 - * 公害防止に関する業務に関する相互の義務、責任及び権限、指揮命令系統
 - * 兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任、指揮命令系統
- (エ) 業務規程により、兼務公害防止管理者の業務範囲、責任及び権限、異常時や緊急時の連絡体制、応急の措置の対策など、公害防止に関する業務の実施に関し必要な業務が定められていること。
- (オ) 兼務する工場の数は5以下であること

ウ 中小企業団体(従業員数が50人以下のもの)の場合

- (ア) 兼務公害防止管理者の兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されていること
- (イ) 兼務する工場の数は10以下であること

エ 中小企業者(同一の業種で、従業員数が50人以下のもの)が共同で公害の防止に関する業務を行わせる場合

- (ア) 兼務公害防止管理者の兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されていること
- (イ) 中小企業者と兼務公害防止管理者の契約で、公害防止管理者の業務範囲、責任及び権限、指揮命令系統が具体的かつ体系的に定められていること
- (ウ) 業務規程により、兼務公害防止管理者の業務範囲、責任及び権限、異常時や緊急時の連絡体制、応急の措置の対策など、公害防止に関する業務の実施に関し必要な業務が定められていること。
- (エ) 兼務する工場の数は10以下であること